

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和4年6月9日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 小泉 周司 副委員長 富山 豪
委員 萩谷 俊行 委員 關 守
委員 木野 広宣 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行
事務局長 渡邊 莊一 次長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 企画部長 大森 信之
政策企画課長 篠原 広明 政策企画課長補佐 宇佐美 智也
財政課長 大内 正輝 財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 飛田 良則 総務課長 会沢 義範
総務課長補佐 小泉 友哉 管財課長 川崎 慶樹
管財課長補佐 稲田 政徳 税務課長 小林 正博
税務課長補佐 鈴木 正寿 税務課G長 佐々木 伸之
市民生活部長兼危機管理監 玉川 一雄
市民協働課長 秋山 光広 市民協働課長補佐 平野 玉緒
市民課長 関 雄二 市民課長補佐 会沢 正志
消防長 鈴木 将浩 消防本部警防課長 後藤 健仁
消防本部警防課長補佐 寺門 弘文

会議事件

- (1) 議案第28号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第29号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例

の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(6) 議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第2号)

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)

…原案のとおり可決すべきもの

(9) その他

- ・議員と語ろう会について
- ・調査事項について

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様、本日、議案8件、それからその他として議員と語ろう会、調査事項、総務生活常任委員会の場合は太陽光発電ということで、いろいろと活発な議論を交わしていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

また、執行部の皆様方には、丁寧な説明をお願いいたします。

それでは、開会前にご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会出席者並びに傍聴される方につきましては、マスクの着用、また、入り口付近に設置してあります消毒液において手指の消毒をお願いいたします。また、換気のため、廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするなどご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めておはようございます。

ただいま小泉委員長からありましたけれども、会議事件が8件、また、その他が2件ということですが、慎重な中でもまたスムーズなご審議をいただければと思います

ので、どうぞよろしくお願いいいたします。

以上で挨拶とさせていただきます。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様方におかれましては、総務生活常任委員会のご出席、誠にお疲れさまでございます。

新型コロナウイルス感染症の状況でございますけれども、3日から4回目接種のご案内を差し上げているところでございます。減少傾向ではございますけれども、ご承知のとおり、昨日も7名と、ここ数日、5名から7名の感染者が出ておまして、引き続き感染に留意しながら、経済との両立に向けて取り組んでいくということになるかと思いません。

一方で、ご承知のとおり、ウクライナ情勢等を踏まえて原油価格、物価の高騰等が続いておまして、引き続き生活困窮者、それから中小企業等の状況を十分留意しながら取り組んでまいりたいというふうを考えてございます。

本日は、補正予算1件、それから条例等7件でございます。合計8件でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いい申し上げます。

委員長 本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議案第35号をご覧ください。

議案第35号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

7ページをお願いいいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金6,208万1,000円。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金3,800万円、2目民生費国庫補助金1,177万7,000円、3目衛生費国庫補助金594万円、6目教育費国庫補助金1,102万9,000円。

16款県支出金、2項県補助金、7目教育費県補助金25万円、12目災害復旧費県補助金1,000円。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金20万円、4目教育費委託金10万円。

8 ページをお願いいたします。

2 段目になります。

19 款繰入金、1 項繰入金、1 目財政調整繰入金 6,751 万 8,000 円。

21 款諸収入、4 項雑入、4 目雑入 160 万円。

22 款市債、1 項市債、6 目土木債 10 万円。

9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 792 万 3,000 円、7 目コミュニティ費 160 万円。

2 款総務費、4 項選挙費、3 目参議院議員通常選挙費 20 万円。

11 ページをお願いいたします。

中段になります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目環境衛生費 1,191 万 2,000 円。

15 ページをお願いいたします。

下段になります。

10 款災害復旧費、3 項その他公共施設災害復旧費、1 目その他公共施設現年災害復旧費 200 万 2,000 円。こちらは 3 月 16 日に発生した地震により破損した総合センターらぼーの多目的ホール天井等に係る修繕料となります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明いただいたところなのですが、6 月補正予算、補正予算件数も少ないこともありますし、執行部の皆様方そろっておりますので、歳出の事業ごと、順番にですね、この時期の補正の理由と事業内容、簡単で結構ですので、追加でご説明をお願いいたします。

まずは、高度情報化推進事業のほうからお願いいたします。

管財課長 管財課になります。それでは、高度情報化推進事業の内容についてご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対策ということで、オンライン会議というのが大変日常化している状況になっております。また、議会の中でも議員の皆さん、タブレットを配られて、ペーパーレス化などを進めている状況であります。

そういった状況の中で、各課に 1 台ずつタブレット端末を整備するというような内容になっております。また、ふれあいセンター等につきましては、同じような形でオンライン会議やセミナー等についてもオンラインでの参加というところが増えておまして、現在でもアクセスポイントのほうは整備されてはいるんですけども、電波の入りが悪いか、つながりにくいかというようなお話をいただいておりますので、そのアクセスポイントについて増設すると、そういった内容の補正になります。

説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。

委員からの質問は、説明が全て終わってからのしたいと思います。

続いて、コミュニティ助成事業、お願いいたします。

市民協働課長 市民協働課の秋山です。よろしくお願いいたします。

コミュニティ費につきましては、一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等の整備の助成を行う事業になっております。これにつきましては、市の場合、2件を要望しております、当初予算では1団体の予算を上げておりますが、今回もう一つ、2団体のほうが認められましたので、それに係る補正になっております。

以上になります。

委員長 続いて、参議院議員通常選挙費、お願いします。

総務課長 総務課になります。

今回、参議院議員通常選挙費の補正ですが、こちらにつきましては、新聞報道でも目にされているかとは思いますが、7月10日が投票日として濃厚となっております。こちらのほう、投票日前日から公示日まで、少なくとも17日間を確保するというような公職選挙法のほうで決まっております。こちらにつきましては、17日前ということは、6月23日で、こちらの6月23日が沖縄の慰霊の日という大変重要な日という位置づけになってございまして、公示日が1日前倒しの6月22日になるというような報道がありました。それを受けまして、予算では17日間で確保しておりました人件費等につきましては、18日間分、1日分の延びた分の人件費、その延びた1日分の人件費について補正をするものでございます。以上です。

委員長 続きまして、聖苑管理事業、お願いいたします。

市民課長 市民課になります。

聖苑管理事業、こちらは、事業概要としましては、火葬場と斎場の運営を指定管理制度を使って実施しているところでございます。今回、補正を計上させていただきました件につきましては、数年前から雨漏りが確認されております。昨年8月にかなり雨漏りがひどくなってまいりまして、雨漏りの調査等行っております。昨年10月から4月にかけて調査を行いまして、雨漏り箇所、火葬炉前ホールほか5か所程度雨漏りが確認しております。こちらにつきましては、緊急修繕ということで予算計上をさせていただいております。以上です。

委員長 続きまして、コミュニティ施設単独災害復旧事業。

市民協働課長 市民協働課になります。

総合センターらぼ一るのほうの多目的ホールのまず天井につきましては、3月16日の地震により、クラック等が確認され、専門業者に見てもらった結果、修繕が必要となったことから、今回要望いたしております。

もう一つにつきましては、消防施設の排煙口のほうの開閉に一部不具合が生じるという

ようなことも点検で分かりましたので、今回修繕のほうを上げたのがこの災害復旧になります。

以上になります。

委員長 ありがとうございます。

では、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 まず、高度情報化推進事業の件なんですけれども、庁内におきましては2階だけがWi-Fiの環境が整っていると思うんですけれども、庁内全体というのを考えているんでしょうか、お伺いいたします。

管財課長 現在のところ、一般の利用客の方をメインにという形で考えていまして、今のところ1階だけということにはなっているんですけれども、2階についてもこども課等もありますので、今後検討していく必要があるのかなという考えでおります。

木野委員 やはり今、皆さん、スマホでもそうですけれども、Wi-Fi環境ってかなりできていると思うんですよね。そういうことを考えると、やはりちょっと那珂市においては少し遅いのかなと思いますので、ぜひ早めに、そういう環境整備につきましては整えていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

管財課長 分かりました。

富山委員 その下のコミュニティ助成事業、今、2団体ってご説明ありましたが、これどんなことをやる団体なんでしょうか。

市民協働課長 今回要望したのは、まちづくり委員会の額田地区と五台地区になります。

富山委員 まちづくり委員会の額田と五台ですよね。それってというのは、新しい何かをやるうと思ってこういうのに応募じゃないんですけれども、したのかなってというのがちょっと気になったんで、どういうことを今度新たに。

市民協働課長 額田につきましては、額田のほうで新しいプロジェクトが始まりまして、そのプロジェクトに係る経費、その設備とかそういうものについての要望になります。また、五台地区については、地区のお祭りとかに使う備品とか、そういうものの要望になっております。

木野委員 3番の参議院議員選挙の件なんですけれども、関連になるんですけれども、今回、瓜連支所ではなくらぼ一るが期日前と当日の選挙になるという話は伺ったんですけれども、今後そのまま継続されるんでしょうか、お伺いいたします。

総務課長 今回、らぼ一るのほうに期日前、あと当日投票の投票所のほうを変更させていただきました。そちらのほうにつきましては、やはり瓜連支所のほうで投票する際に段差があってちょっと足の悪い方にとっては不便だというようなこと、あと、照明灯も暗くて書きづらいというようなご意見をいただいたところで、変更させていただいたところで。

今後とも、やはりそういう照明灯、あと段差の少ないらぼーる、そういったところで投票所のほうは開設していきたいというふうに考えてございます。以上です。

木野委員 確かに私も前、一般質問でしたことがあるんですけども、やはり瓜連支所ですとかなり段差があるし、入り口のスロープが結構遠いんですよ。やはりそういうのを考えると、今後そのまま、私はらぼーるで投票ができればと思っておりますので、その辺のことをよろしく願います。以上です。

富山委員 聖苑管理事業、これ雨漏りの今回修繕ということですが、以前にもお願いしたと思うんですが、椅子の改修、ちょっと使いづらいというのがもうかなり古くなってもきていますし、今後そういう予定というのはございますか。

市民課長 椅子の取替えにつきましては、今検討している段階でございます。予算等の都合もございまして、緊急的に補正予算を使ってというのは、現在のところ考えておりませんが、その都合がついた場合には、補正予算であっても上げていきたいと考えております。

富山委員 ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

君嶋委員 関連なんですけれども、那珂聖苑の昨年、この雨漏りについて8月から10月頃、調査もしていたということなんですけれども、できればその時点で予算化も必要なのかなと私は思うんですよ。やはり雨漏りがひどくなってきたから緊急に補正を出すんじゃなく、もうその調査時点である程度必要だと思えば、予算として上げておいたほうがいいのかと私は思いますね。

ですから、今後そういうことがあれば、今、富山委員から話が出たように椅子の改修等、これは改修ですから、予算化をしてきちんと上げていただければと思います。那珂聖苑も大分、もう二十数年になってきていますので、傷みというか老朽化もしてきていると思いますし、使い方も変わってくるかと思っておりますので、その辺も検討しておいていただければと思います。

市民課長 まず雨漏りの件でございますが、これは平成26年の頃から雨漏りがありまして、その都度、補修を入れている状況です。昨年8月のときにちょっと強い雨が降りまして、それで雨漏りの状況がかなりひどい状況になりまして、特に炉前ホール、火葬炉前ですね、ホールのところで天井の部分から雨漏りがあって、ビニールクロスが剥離して、ちょっと落ちそうな状況であったというところから、一度それを外しまして応急措置をしています。その後、何度も雨漏りを繰り返している状況でしたので、指定管理者のほうで雨漏りの調査をしています。散水調査をして、漏水箇所を確定して、それから1回でやってしまおうということで、今回、6月補正ということで上げさせていただきました。

那珂聖苑につきましては、平成13年度にできまして、21年ですか、経過している状況もございまして、その辺は計画的に、計画修繕自体は当初予算から計上させていただいているので、そちらのほうを進めさせていただいて、なおかつ緊急修繕の箇所など点

検をして、実施をしていきたいと思ひます。以上です。

君嶋委員 よろしくお願ひします。

委員長 そのほかご質問ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願ひいたします。

休憩(午前10時21分)

再開(午前10時23分)

委員長 再開いたします。

財政課及び消防本部が出席しました。

議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)を議題といたします。

執行部より説明をお願ひします。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

消防本部警防課長 警防課長の後藤です。ほか1名が出席しています。本日はよろしくお願ひします。

財政課長 それでは、議案第37号をご覧ください。

議案第37号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、東消防署配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、消防ポンプ自動車の更新になります。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額4,674万8,716円。契約の相手方、東京都北区田端6丁目1番1号、日本ドライケミカル株式会社、車両営業部部長、大澤隆行でございます。

次のページをお願ひいたします。

納品の概要でございますが、車名、消防ポンプ自動車、仕様シャシ、消防専用シャシ、シャシ寸法、全長6,000ミリ以下、全幅1,950ミリ以下、全高3,000ミリ以下、エンジン形

式、ディーゼルエンジン、乗車定員5人、ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 確認したいんですが、このポンプ車の車種は何なんですか。例えばメーカー、いろんな車のメーカーがあるかと思うんですが、そのメーカーはどこですか。

消防本部警防課長 お答えいたします。

車両ベースは日野になります。

以上となります。

委員長 そのほか。

君嶋委員 何点が聞きます。今まで県内の会社が落札していたと思うんですが、今回、東京の業者ですよ。指名をやったとき何社の指名で、この入札をしたのかお伺いしたいと思います。

財政課長 指名のほうは10社で行っております。

君嶋委員 10社で指名して、東京の業者が落としたということは分かるんですが、これ今後ですね、機械、万が一故障などした場合には、メンテナンス等はこの会社がちゃんと責任を持って東京から来て見てもらえるんですか。その辺、確認したいと思います。

消防本部警防課長 委員お見込みのとおり、対応していきたいという確認は取っております。

君嶋委員 じゃ今まで使っている、今現在使って、今度交換するわけですから、その車は今までどおりオークションというか、あれに出すわけですね、確認します。

消防本部警防課長 そのとおりでございます。

君嶋委員 分かりました。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)を議題といたし

ます。

執行部より説明を願います。

財政課長 それでは、議案第38号をご覧ください。

議案第38号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、消防団第2分団第2部及び第3分団第3部配備の小型動力ポンプ付積載車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、契約の目的、小型動力ポンプ付積載車2台の更新になります。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額2,526万2,220円。契約の相手方、茨城県ひたちなか市東石川3592番地10、コーケンネットワークス株式会社、代表取締役、金沢泉でございます。

次のページをお願いいたします。

納品の概要でございます。

車名、小型動力ポンプ付積載車、仕様シャシ、ダブルキャブオーバー型4ドア。シャシ寸法、全長5,100ミリ以下、全幅1,800ミリ以下、全高2,500ミリ以下。エンジン形式、ガソリンエンジン。乗車定員6人。ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 もう一点、またお聞きします。

こちらのやはり入札、何社で行ったかということと、あと車種、また同じようにどこのメーカーを使って行っているのか、まずお伺いします。あと、何トンの車種なのか。さっきの常設は3トンと書いてありましたけれども、この小型動力ポンプ車、こっちは何トンとも書いていないので、そこを確認させてください。

財政課長 じゃ私のほうから、入札の指名数ですが、同じく10社になります。

委員長 では、そのほかの質問については。

消防本部警防課長 車種につきましてはトヨタになります。車両ベースは3トンになっております。以上です。

君嶋委員 以前も話をしたと思うんですけども、消防団って、これからどんどん若い方にも団員に入っていただくというときに、免許改正が行われていて、以前は2トン未満とか規定があったと思うんですよね。ですから、その免許を取得している方が乗れる範囲なのか、それとも今後、これどうなのかということがちょっと疑問というかね、気になるので、お願いします。

消防本部警防課長 今回購入する車両は普通免許で乗れますので、問題ありません。

君嶋委員 その普通免許って、変わったでしょう。中型とか準中型自動車とかいうので、多分、私らが持っているときは普通免許で乗れましたけれども、多分、今の18歳から免許取得する方は変わってきていると思うんですよ。

消防本部警防課長 お答えいたします。

現在の普通免許は車両総重量が3.5トン未満ですので、今回の更新車両は普通免許で乗れます。以上です。

富山委員 これマニュアル車ですか。

消防本部警防課長 オートマチック車です。

君嶋委員 3.5トン未満、これ車両総重量ですよ。そちらの見方で普通免許ということで、乗れるということでの理解は分かりました。

今、富山委員も言ったようにオートマチック車ということですが、最近、やはりオートマチック車しか乗れないという方が多いみたいで、マニュアルの場合は乗れないということで、何か退団するような団員もいるみたいな話も聞くんで、その辺は了解しました。

木野委員 毎年やはり車両の交換というのはあると思うんですけども、今後、各分団においてどれぐらいの車両を変更するのかという、もし分かればお願いいたします。

消防本部警防課長 今後の車両整備計画の中で、各分団にポンプ車を1台、積載車を2台という形で更新計画を立てておりますので、その計画で今のところ進めたいと思っております。以上です。

木野委員 ぜひよろしくお願いいたします。

また、先ほどから君嶋委員からもありましたけれども、できれば県内での入札は今後検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩 (午前10時34分)

再開 (午前10時36分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願
いします。

それでは、議案第33号をご覧ください。

議案第33号 那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部
改正に伴い、本条例の規定による固定資産税の特別措置の対象となる事業者の認定期間
を令和4年3月31日から令和6年3月31日に2年間延長するとともに、特定業務施設の
新增設の適用期限を「認定を受けた日から当日の翌日以後2年を経過する日まで」から
「認定を受けた日から当日の翌日以後3年を経過する日まで」に1年間延長するもので
ございます。

こちら記載はございませんが、この条例の趣旨をご説明いたしますと、国の地域再生法
に基づきまして、東京一極集中を是正するべく、東京から地方への本社機能移転等の加
速化を図るために設けられました税制上の特別措置を定めた条例でございます。具体的
には、企業が東京23区から本社機能を市内に移転した場合や既に市内にある本社機能を
拡充した場合におきまして、資産取得価格の基準などを満たし、茨城県の認定を受けた
場合に固定資産税の課税免除等を行うというものでございます。

次の2ページに改正文がございまして、その次の3ページに新旧対照表がございまして、

4ページの概要のほうで改めてご説明をいたします。

本則等の第2条でございます。

上位法の改正に伴いまして、事業者の認定期間を令和6年3月31日に改め、適用期限
を2年から3年に改めるというものでございます。これによりまして、例えば東京にあ
る本社機能を那珂市に移したり、市内の本社機能を拡充する場合において、令和6年3
月31日までに茨城県の事業者の認定を受けることにより適用ということになりまして、
その認定後3年以内に施設等の新增設をした場合に、その資産の固定資産税の課税免除
等の適用を受けることができるというものでございます。

その下の改正条例附則では、施行期日となりまして、公布の日から施行し、令和4年4
月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

私から1つ、この条例の適用を受けた企業というのは、これまで那珂市ではございましたでしょうか。

政策企画課長 お答えいたします。

この条例が施行されて以降、やはり本社機能の移転というのがなかなかハードルが高いということがございまして、これまで適用になった事例はございません。

以上です。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時41分)

再開(午前10時42分)

委員長 再開いたします。

総務課が出席しました。

議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

総務課長 総務課長の会沢でございます。ほか2名の職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

議案第31号をご覧ください。

議案第31号 那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年6月2日提出、那珂市長。

提案理由でございます。令和3年度に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を受け、国家公務員に係る妊娠、出産、育児等との仕事の両立のために講じる措置が明らかにされました。国家公務員におきましては、人事院規則の改正により、当該措置のうち非常勤職員に対する育児休業制度が見直されたことから、地方公務員法の趣旨に添い、本条例の一部を改正するものでございます。

2ページが改正本文、3ページから5ページが新旧対照表でございます。

6ページをお開き願います。

改正の概要でございます。

ここで、資料の訂正をお願いいたします。

委員の皆様にご覧いただいておりますサイドブックスのデータは修正させていただいておりますけれども、表中の1行目と2行目で改正条文の「第2条第3号」、「第17条第2号」となっております。紙ベースの議案書の資料のほうでは、こちらのほうが「第2条第3項」、「第17条第2項」と誤った記載となっております。お手数をおかけして申し訳ありませんが、訂正のほうをお願いいたします。

なお、議員の皆様には、後日、正誤表を区分箱のほうに配付させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、説明のほうを続けさせていただきます。

本則の第2条第3号、第17条第2号につきましては、これまで育児休業及び育児部分休業取得の要件となっておりました「在職期間が1年以上である会計年度任用職員」との文言を削除するものでございます。

第21条につきましては、職員並びに配偶者が妊娠や出産を申し出た際、育児休業に関する制度を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る意向を確認すること。第2条第2項では、育児休業の請求をしたことにより、当該職員が不利益を被ることがないような措置を講ずることを追加するものでございます。

第22条につきましては、任命権者が育児休業の承認の請求が円滑に行われるよう講じなければならない措置を明文化したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するとするものです。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

富山委員 これ前からあった育児休業のものが今度変わるという内容でしょうけれども、これ那珂市の職員で男性、女性にかかわらず、育児休暇を取られる方ってちゃんとおられる

のか、ちょっと聞きたいんですが。

総務課長 育児休業なんですけれども、こちら女性の職員は当然、産前産後、あと1歳までの育児休業、そちらのほうは取得してございます。あと、男子職員につきましても、令和3年ですかね、そちらのほうで2人取得していたかと思えます。以上です。

富山委員 男性の方々も取れるような、率先して取れるような、そんな環境づくりをひとつよろしく願いいたします。

委員長 そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時47分)

再開(午前10時48分)

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第28号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

税務課長 税務課長の小林です。ほか3名が出席をしております。どうぞよろしく願いいたします。

議案第28号 専決処分についてをお開きください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

17ページをお願いいたします。

議案第28号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容となります。

(1) 個人市民税についての改正内容としましては、特定公益増進法人とされていま

した旧民法第34条法人については、公益法人制度改革に伴い、財団法人等へ移行されることとされ、平成25年11月に移行期間が満了しております。この経過措置から7年経過したことにより、条文が削除されることに伴う改正となります。

(2) 軽自動車税に関する改正の内容となります。新車、中古車にかかわらず、商品であって、使用しない軽自動車等、いまだ流通段階にあり、使用段階に至っていないものにつきまして、種別割を課さないこととなります。具体的には、商品である原動機付自転車の試乗、または回送の目的で臨時に運行を行う車両に対し、課税免除の規定となります。

(3) 固定資産税の改正内容は、下記のアからエの内容となります。

アにつきましては、市町村が証明書等を交付することにより、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、一定の措置を講じた上で証明書を交付することが明確化されることによる改正となります。

イにつきましては、下水道除害施設に対する固定資産税の課税標準に乗じる割合を「4分の3」から「5分の4」に改めるものです。また、特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関わる固定資産税について、課税標準に特例率を定める条例を制定するものです。那珂市では、標準の4分の3を適用いたしますが、指定を受けている土地はございません。

ウにつきましては、省エネ開始を行った固定資産税の減額措置について、工事費等の要件が改正されたことによるものです。これは、より良質な省エネ改修を支援する観点から、工事費要件を現行の50万円から60万円に引き上げ、減額措置の適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長するものとなります。

エにつきましては、景気回復を万全に期するために、激変緩和の観点から、令和4年度に限り負担水準が60%未満の土地に係る商業地等の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額といたしますが、負担水準が60%未満に該当する土地はございません。

(4) のその他については、項ずれの修正等によるものです。

18ページをお願いいたします。

3の施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行し、経過措置として、令和4年度分以後に適用し、令和3年度分までについては従前の例によります。

議案第28号の詳細な改正文等につきましては、議案書3ページから16ページとなりまして、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順となります。

なお、今回の条例改正に伴う市民への負担はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第29号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

税務課長 議案第29号 専決処分についてをお開きください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

12ページをお願いいたします。

議案第29号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容となります。

(1) 都市計画税の改正内容としましては、アの都市計画税の課税標準の特例について、固定資産税同様に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る都市計画税について、課税標準に特例率を定める条例を制定するものでございます。特例率は、固定資産税と同様に4分の3となっております。

イにつきましても、固定資産税同様に、令和4年度に限り、負担水準が60%未満の土地に係る商業地等の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額といたしますが、負担水準が60%未満に該当する土地はございません。

(2) のその他につきましても、項ずれの修正等によるものでございます。

3の施行期日としましては、令和4年4月1日から施行し、経過措置として令和4年度分以後に適用し、令和3年度分までについては従前の例によります。

議案第29号の詳細な改正文等につきましても、議案書3ページから11ページとなりまして、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

なお、今回の条例改正に伴う市民への負担増はございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

富山委員 そもその部分なんですけど、この貯留機能保全区域内にある土地というのはどういう土地を言われるんですか。

税務課G長 お答えします。

貯留区域というものが基本的に特定都市河川震災被害対策法というものに準じて指定される部分でありまして、基本的に那珂市、茨城県において指定されているところがないので、基本的にはないんですが、貯留保全ということで、その区域の、概要としましては、その河川の氾濫、要するに雨水をどういうふう処理をしていくかというものを取り決めた上で指定をされる地域という形になってきますので、基本的には県内で指定されているところはないということでございます。

富山委員 ありがとうございます。

委員長 そのほか質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

税務課長 議案第32号 那珂市税条例等の一部を改正する条例についてをお開きください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例等の一部を改正するものでございます。

25ページをお願いいたします。

議案第32号の説明資料となっておりますので、こちらの資料にて説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容となります。

(1) 個人市民税の改正内容としましては、下記のアからエの内容となります。

アにつきましては、証明書を交付する際にDV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合、当該住所に代わる事項の記載が追加されたことに伴う改正となります。

イにつきましては、現行、国民健康保険税等の影響を考慮して、所得税の確定申告で総合課税、個人市民税で申告不要と選択をできましたが、今回の税制改正では適用要件を所得税と市民税とで一致されることとされたため、所用の規定整備が行われたものです。

ウにつきましては、個人市民税における合計所得金額において、公的年金等控除額の算定には退職所得を含めた合計所得といたしますが、今回の改正では、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることとしていることや配偶者等が退職手当等を有する場合、その旨を明記することとした等の措置を講ずるなどの改正を受けた税条例規定整備となります。

エにつきましては、住宅の省エネ性能に応じて控除対象となる借入限度額を上乗せする措置を講ずる等をした上で、適用期間を4年間延長する改正となります。

(2)のその他につきましては、項ずれの修正等によるものです。

3の施行期日等になりますが、令和5年1月1日からの施行につきましては25ページに記載のとおりであり、令和6年1月1日からの施行につきましては26ページの記載のとおりとなります。

経過措置としましては、上記の各施行日以前については従前の例によります。

なお、議案第32号の詳細な改正文等につきましては、議案書2ページから24ページで、条例の改正文、新旧対照表、改正条例概要の順になります。

税務課からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。よろしいですかね。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩(午前11時04分)

再開（午前11時16分）

委員長 それでは、再開いたします。

その他として、初めに議員と語ろう会についてでございます。

皆さん、お手元に議員の配置案というものがお配りされているかと思えます。そちらに記載のとおり、日程が10月1日の土曜日、午前中が10時から12時、中央公民館とらぼーの2か所になります。午後が2時から4時、ふれあいセンターよこぼりとふれあいセンターよしのの2か所になります。

それぞれに割当てが決まっているところもございまして、表のようになっております。皆さんのほうは、各委員はどこか1回、どこかの会場で1回出ていただくという形になります。

本来、ちょっと空いているところを決めるべきなんですが、事前の話合いの中で、まず中央公民館、当委員会では萩谷議長、それから富山委員のほうにお願いをいたします。とらぼーのほうが議運の君嶋副委員長、それから私と木野委員のほうにお願いをいたします。午後のふれあいセンターよこぼりのほうは、総務生活としては萩谷議長のほうにお願いいたします。ふれあいセンターよしののほうは關委員にお願いいたします。ということよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、その配置のほうでよろしくお願いいたします。

では、続きまして、2点目の調査事項についてでございます。

前回の委員会において、太陽光発電の設置について、議員提案も含め条例をつくったほうがいいのではないかとということで委員の皆様からご意見がございました。今年の当委員会の調査事項としましたが、初めに事務局で調べた内容についてご説明をお願いいたします。

次長補佐 では、お手元にお配りしておりますA3サイズの表をご覧ください。

前回、調査事項として、太陽光発電に関する条例の整備を要望していくということでしたので、事務局で県内の太陽光発電に関する条例の整備状況をまとめてみました。近隣では東海村などが既に整備をしておりますが、各自治体の内容など確認したところ、大きく2つに分かれていると考えられます。1つは、つくば市のように自然公園法の特別区域などある場所への太陽光発電施設の設置を認めないものと、2つ目は、景観や生活環境を守るための内容となっております、こちらについては適用面積や総発電力など、条例の適用基準などが市によってばらばらとなっております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

皆さん、お手元の表を見ていただければ、全部で16の自治体で条例を制定しているということでございます。今の説明ですと、趣旨が2系統に分かれるかなということでご

ございましたけれども、いずれにしてもそういったことも含めて、今後調査を進めていかなければいけないというふうに思いますが、どのように進めていくのか、それぞれ委員の皆様からご意見を伺いながら決定をしていきたいというふうに思います。

ご意見ございましたらお願いいたします、なければ順番でお聞きしていきますが。よろしいですか。

君嶋委員 まず、この資料の中にもある適用を受ける事業ということで、発電出力10キロワットとかなんか言われても、私らまず分からないんで、そういう面からもちょっといろいろ説明をしていただくと助かるかなと。そういうところから入っていききたいなと私は思うんで、そういうところを含めた勉強をしていきたいとします。

委員長 ありがとうございます。

木野委員 私も今、君嶋委員からもありましたけれども、やはり一度ですね、条例をつくる際の説明を聞いたほうがいいかと思しますので、その辺をよろしくお願いいたします。以上です。

關委員 ほかの皆さんと同様なんですけれども、まず、ほかの地域のどこか視察なんかも今後考えられると思うんですが、その前に那珂市の現状、那珂市ではどういう施設が造られているのか、そういう発電力の問題も含めて、まず地元の現状を知っておく必要があるんじゃないかというふうに思います。

委員長 ありがとうございます。

萩谷委員 私も皆さんの意見と同様なんですけれども、ただもう一つ、適用を受ける事業となって、大体何キロワットというのが多いんですが、面積、土地の面積を対象にしているところもあるんですね。その辺も少しいろいろ勉強しながらいったほうがいいのかなと思いますね。さっき言ったように、君嶋委員言うように、何キロワットといってもピンとこないんですね。ただ、家なんかで1軒でどのぐらい使っているという、そういうのも分からないぐらいだから。そういう意味ではいろんな面で、どういう形で設置するような場合は、適用を受ける事業なんかも含めていろいろ……、目的とかそういう名前はね、これはそれなりにあると思うんですが、そっちの勉強をしながらというのがいいのかなと思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。

富山委員 災害防止の観点と、あと景観保全の観点が2つこれあると思うんですが、いきなりこの自治体に行って聞くというよりも、茨城県に行って、やはり一度、こういうふうな茨城県の中では状況になっていますよというのを聞いて、茨城県のほうからコーディネートを受けて、見ておいたほうがいいとか、ここは話を聞きに行ったほうがいいよというのを聞いてから目的地というか、視察するところを決めたほうがいいのかなと思います。

委員長 ありがとうございます。

皆さんの意見をまとめますと、まずは現状を知ろうというところかなと思います。特に太陽光発電については、先ほど出力の話も、面積の話も出ましたが、やはりその辺も含めて県内の状況等を県のほうからレクチャーを受けてはいかがかなというふうに思っているところです。

それと、先ほど關委員のほうから那珂市の現状という話もありましたので、併せて那珂市の担当課あたりから、那珂市内の今の太陽光発電の設置状況とか、進行状況なんかも含めて問題点がどこにあるのか、そういった把握も必要なんだろうというふうに思いますので、併せて両方進めていく形になるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 では、まずは……

（「県に行って聞く……」と呼ぶ声あり）

委員長 いや、それは何ともですね、来ていただくのか向こうへ行くのかは確認しないといけないと思うので、そのあたりは、私と副委員長のほうで、副市長のほうも担当課のほうとつながりがあるというお話は先ほどされていまして、その辺ちょっとお話をつないでいただいて、行くのか、来るのか、もし来ていただけるなら、そのとき併せて那珂市の担当課の話も聞いてということが一番いいのかなと思いますけれども、レクチャーを受ける側なんで、県のほうに来てくださいということであれば、うちのほうから行ってという話になるのかなと思います。その辺は日程も含めて、委員長、副委員長のほうにお任せいただくという形でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 では、そのように進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、そのレクチャーを受けて、その状況でまた次の状況、視察先とか、どういうことをやっていくかというのをまたその時点で話したいと思います。

以上で全てなんですが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

委員長 では、以上をもちまして、総務生活常任委員会を閉会といたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会（午前11時26分）

令和4年8月30日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小泉 周司